

【第12期】福岡県感染拡大防止協力金(先渡) (令和3年9月13日~9月30日)

協力金 (先渡給付) ・要件確認フローチャート

福岡県内の要請対象施設を運営している法人又は個人事業主ですか？

(ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイトインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場は要請の対象外です。)

はい

いいえ

当該施設は、営業に必要な許認可を取得していますか？ (食品衛生法の飲食店営業許可など)

※飲食店営業許可を受けていないカラオケ店は、「はい」に進んでください。

いいえ

はい

【第12期】福岡県感染拡大防止協力金の対象施設ですか？

※【第12期】福岡県感染拡大防止協力金について、ご確認ください。

いいえ

はい

令和3年9月13日から9月30日までの全期間、県の全ての要請に協力いただけますか？

いいえ

はい

令和3年1月16日以降実施分の協力金 (第1期以降) の受給実績がありますか？

いいえ

はい

要請期間後の申請を売上高方式で申請しますか？

※大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外です。

いいえ

はい

先渡給付の対象
(48万円)

先渡給付の対象外
(申請できません)

※申請内容を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。

※給付要件を満たしたこと (全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等) を確認するため、

要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。

※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、**先渡給付額は返還していただきます。**